

札幌市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案  
令和4年(2022年)9月21日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

札幌市建築基準法施行条例(昭和35年条例第23号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第74条の10の表18の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に、同表19の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に、同表25の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に、同表26の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。
- (2) 第75条中「第85条第5項」を「第85条第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。
- (3) 第75条の2中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

建築基準法の一部改正に伴う規定整備を行うため、本案を提出する。